デジ タ ル 庁

 \bigcirc 告 示 第二十 兀 뭉

総 務 省

事 命 お 務 令 け 行 を定 第 る 政 特 七 手 定 + め 続 る命 に 几 \mathcal{O} 条 個 お け 令 \mathcal{O} 人 る特 を 内 平 識 閣 ·成二十 別す 定 総 0) 理 大 る 個 臣 た 六 人を め 年 及 識 び 内 \mathcal{O} 別 総 番 閣 務 号 府 するた 大 \mathcal{O} 総 臣 利 務 め が 用 定 等 省令第 0) に 8 番 . 関 号 る \mathcal{O} 事 す 五 Ś 号) 利用 務 を 法 等に 第七 次 律 (T) 莂 ょ 表 + 関 はする法 う 兀 \mathcal{O} 主 に 条 定 務 \mathcal{O} 律 省 規 \Diamond I 令 で 定 別 る に 表 定 基 \mathcal{O} め づ 主務省令で定め る き、 事 行 務 を定 政 手 8) 続 る る に

令 和 六 年 五. 月三 + 日

内 閣 総 理 大臣 岸 田 文雄

総

務

大臣

松

本

剛

明

る、

田

県 能 代 市 電 力 ガ ス 食 料 品品 等 価 格 高 騰 重点支援 給 付 金 (能 代 市 低 所 得 者支 援 給

令

和

六

年

度

秋

田

付 能 金) 代 市 原 カ ら、 油 価 低 格 所 B 得 物 者 価 世 高 帯 騰 を 等 支援 \mathcal{O} 影 響 す Ź 12 観 鑑 み、 点 カン 令 5 支給 和 六 さ 年 れ 度 る給 能 代 付 市 を 般 1 う。 会 計 補 \mathcal{O} 正 支 予 給 算 を に 実 お 施 け す Ź た 秋 8

県 \mathcal{O} 基 礎 とす Ź 情 報 入 所 等 \mathcal{O} 措 置 \mathcal{O} 実 施 に 関 す る 情 報 児 童 福 祉 法 昭 和二十二 年 法 律 第 百 六 + 兀

号) 12 よる入所等 \mathcal{O} 措 置 \mathcal{O} 実 施 12 関 す る情 報、 身 体 障 害者 福 祉 法 (昭 和 <u>二</u> 十 兀 年 法 律 第二 百 八 十三

号) による入所等 \mathcal{O} 措置 \mathcal{O} 実 施 に . 関 する情 報、 知 的 障 害者 福 祉 法 (昭 和三十 五年 法 律第三十七号)

号) 和 給 度 代 例 同 す に \mathcal{O} 法 ょ 地 五 福 関 能 支 給 る 市 ľ ょ 五. 付 律 V) 方 年 祉 給 年三 第三 情 算 代 付 係 法 る 金 工 税 \mathcal{O} を 市 ネ 等 昭 報 情 定 法 律 措 入 \mathcal{O} 月 条 支 \mathcal{O} 和 を 報 第 所 1 ル 置 L 予 給 昭 般 ギ 第 迅 児 \equiv た 等 う 1 百 \mathcal{O} 備 児 会 速 + う。 税 和 実 に 兀 \mathcal{O} 童 費 関 + 計 童 額 施 措 項 九 以 か 手 • 使 第 + 食 以 下 補 0 す 当 年 扶 又 兀 に 置 用 料 確 る 関 号) 関 法 \mathcal{O} 同 下 養 は 五 正 号 情 そ 実 及 じ 予 品 律 実 係 手 年 す 同 び 算 カン な 第 じ 当 12 る 施 報 情 \mathcal{O} 法 価 令 法 算 情 実 12 格 5 を 百 律 ょ に 報 三十 関 和 第 第 お 高 施 定 る 報 \mathcal{O} 1 支 児 昭 う。 す 五. け 騰 \mathcal{O} 保 を \mathcal{O} 号 年 給 た 基 る、 百 護 る 几 和 対 童 特 1 う。 号) 度 応 ま 手 三 礎 情 8 以 别 12 \mathcal{O} 予 下 当 + 関 緊 児 とな + で \mathcal{O} 実 秋 報 算 急 法 六 六 す 田 12 預 に 童 施 及 同 以 る 号) E 年 県 ľ び る 助 掲 貯 ょ 扶 に 下 係 昭 0 事 情 能 る 関 老 成 げ 金 養 法 同 る子 特 律 項 そ 報 代 金 る 和 手 す ľ 人 ` 当 第 市 事 座 兀 別 に る 福 \mathcal{O} 育 関 令 原 項 公 児 関 情 か \mathcal{O} 十 他 祉 百三· 7 的 六 登 す 法 和 ら 油 を 童 係 \mathcal{O} 報 関 給 年 る 五 価 録 扶 情 地 を 生 1 う。 + 連 等 情 活 年 昭 地 格 付 法 養 報 方 1 給 支 律 八 報 税 う。 保 和 度 Þ に 手 域 (号) 付 子 関 給 第 当 特 を 護 \equiv 以 に 住 物 育 等 関 + \mathcal{O} 別 金 民 価 下 す 七 1 以 関 う。 に 十三 支 児 7 を る に す 下 係 八 高 同 \Box 係 支 ľ 給 ょ る 年 情 世 法 座 騰 童 同 号) r. る 帯 援 等 律 る 法 法 登 以 12 扶 報 差 関 児 下 生 録 律 律 す \mathcal{O} 養 ` 押 令 生 第 活 影 に 手 る 簿 す 童 同 に 禁 支 る 当 扶 基 活 観 響 令 ょ じ 百 関 和 等 三 援 係 る 情 養 づ \equiv 止 点 に 和 地 保 十三 < 等 児 情 報 護 特 鑑 年 手 方 カン 几 \mathcal{O} に 支 当 法 み、 童 を 条 别 5 年 法 報 税 号) 支 関 給 給 度 律 手 1 \mathcal{O} 児 例 関 う。 当 又 第三 公 支 昭 す 給 令 付 秋 に 童 \mathcal{O} 係 Ź 3 的 給 情 に 関 扶 金 和 田 規 和 法 + 給 れ 几 県 は す に 養 定 ょ 以 報 律 令 関 + る 年 能 八 付 特 下 る 手 に る

付 こと 能 金 を 他 内 騰 町 活 令 令 条 号 号) を 12 閣 対 号 支 代 令 7 村 を う。 援 和 第 係 策 に 和 1 市 ノヽ れ 府 う。 六 目 カン る 特 に 給 規 特 五 号 差 般 年 物 年 的 5 別 準 総 付 定 別 以 会 ず と 押 す 度 に ホ 下 区 務 金 給 法 価 禁止 \mathcal{O} 計 秋 掲 ま を る 省 る 律 同 付 L 高 (第二 支 含 で U. 物 補 げ 7 第 世 騰 田 金 給 等 む。 帯 財 る 12 正 県 玉 価 対 を 兀 を実 号) に 務 十 二 掲 策 予 が 能 ŧ に 高 1 う。 省 算 関 交 対 騰 給 代 げ \mathcal{O} \mathcal{O} 以 号) 施 支 に 付 る す 下 令 対 市 を L 付 す 第 物 る 給 給 策 金 お 定 1 す 個 同 以 う。 る る 法 第 給 け 額 人 に じ 付 価 12 下 ___ 号) た る 交 又 律 関 金 係 減 高 付 同 8 付 税 以 す を 騰 r. 条 は 施 金 る 支給 第二 第 \mathcal{O} 補 世 対 を 差 秋 下 行 る 金 か 基 帯 策 押 規 情 を 5 1 田 足 同 r. 支 条 う。 礎 給 そ 給 禁 項 則 報 す 県 財 \mathcal{O} とす 給 第 付 支 に 能 ること 付 源 \mathcal{O} 及 止 (令 لح 他 さ 金 等 給 規 代 金 び 以 る _ れ 号 市 和 令 12 下 定 \mathcal{O} L に に 支 情 を す イ、 係 関 カン 原 7 n 五 和 る 関 同 給 給 目 報 5 12 年 る ľ る 油 市 六 す す 差 令 準 年 る 内 付 的 る 価 に 町 口 地 ず 押 地 関 村 閣 度 金 لح 及 法 情 和 格 方 物 び 禁 律 五. 域 \mathcal{O} 報、 Þ す カン る 府 で L 年 7 支 税 住 る 個 物 5 価 あ ^ 止 • $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 関 情 支 総 並 等 給 令 令 民 価 人 高 0 玉 給 騰 て、 月 を 又 が てバ 12 係 高 報 務 に 和 和 支援 情 省 交 関 関 騰 を さ 対 予 は に 五 五 等 含 付 す 報 れ 策 備 世 同 す 年 同 年 帯 財 給 令 条 る る 度 む る す 法 費 す \mathcal{O} 児 第二 法 る 影 給 に 務 付 第 る 情 律 使 物 響 省 交付 童 観 報 第 用 付 対 金 律 価 号 条 扶 点 令 に 12 \mathcal{O} L 施 八 金 高 管 第 物 各 に 養 令 十 か 鑑 で 給 金 行 騰 係 手 号 5 み、 付 価 掲 を 規 る 理 あ 和 対 号) 号) 当 支 子 高 に げ 金 財 12 0 則 五 策 関 を 給 育 令 7 関 騰 掲 源 る 年 給 支給 第二 令 係 度 第二 さ げ 世 7 和 す 対 と 付 情 れ る 帯 世 策 る 六 同 L 和 物 金 条 条 帯 報 る 年 事 令 す 給 ŧ 7 そ Ŧī. 価 給 る 第 第 第 度 務 第 付 市 \mathcal{O} 年 生 \mathcal{O} 高

関 世 秋 特 す 帯 田 别 児 る 生 県 情 活 能 童 支 扶 報 代 援 市 養 及 特 手 び 工 当 令 ネ 別 関 給 和 ル 付 ギ 係 五 年 情 金 度 報 \mathcal{O} 支 物 食 給 児 価 料 童 高 12 品 関 騰 価 手 対 当 す 格 策 る 関 高 情 給 騰 係 付 情 報 対 金 応 報 令 緊 第 和 急 公 的 五. 助 号) 年 成 給 度 金 付 支 物 \mathcal{O} \mathcal{O} 支 給 支 価 給 給 等 高 に 騰 に П 関 関 座 対 策 す す 登 る 録 給 る 情 付 情 簿 報 関 報 氽 を 係 含 第 令 情 む 和 報 号) 五. 年 令 度 \mathcal{O} \mathcal{O} 和 支 管 子 兀 理 給 育 年 に 度 に 7

関

す

る

事

務

三 関 年 地 援 等 \mathcal{O} 度 実 方 令 \mathcal{O} 座 す \mathcal{O} 支 振 税 影 物 施 る 和 等 事 給 価 替 に 観 響 六 年 務 高 に 関 12 に \mathcal{O} 点 鑑 関 騰 ょ 振 す 度 か n 替 る み、 新 す 対 5 支 る 情 策 澙 納 П 情 座 給 令 報 給 付 県 す 情 さ 燕 報 付 和 る 生 六 及 れ 市 金 報 場 び る 年 活 低 第 合 地 令 給 度 保 所 又 方 得 和 護 付 燕 者支 号) は 六 税 関 を 市 係 年 地 1 う。 援 度 方 情 般 介 \mathcal{O} 会 支 護 税 及 物 報 等 計 び 給 価 保 当 を 定 高 に 険 地 \mathcal{O} 料 支 関 還 初 額 騰 方 付 若 給 対 す 税 予 減 策 る す 関 を 算 税 L < 給 情 る 係 実 12 補 場 付 は 情 施 足 報 お 合 水 報 す 給 金 け 令 道 る 付 る、 \mathcal{O} に 支 利 料 た 和 金 公 給 用 新 的 五. 金 8 調 す 給 潟 に 年 \mathcal{O} 。 以 関 度 付 る 基 整 県 下 支 礎 給 燕 す 物 П る 給 とす 付 座 価 市 情 情 等 地 か 高 ら、 報 方 る 報 騰 \Box 原 情 を を 税 対 座 含 等 低 策 油 1 登 報 う。 む 給 録 所 価 入 格 と 得 付 簿 氽 1 関 所 者 Þ う。 係 等 \mathcal{O} 世 物 管 第 令 情 帯 \mathcal{O} 価 理 和 報 措 を 高 号 支 に 五 を 置 騰

兀 に 鑑 令 4 和 六 年 令 度 和 六 Ш 年 梨 度 県 北 北 杜 杜 市 市 後 般 期 会計 高 齢 当 者 初 世 帯 予 算 電 に 気 料 お け 金 る 高 騰 対 Щ 梨県 策 支 援 北 杜 金 市 原 か 5 油 価 高 格 Þ 齢 者 物 世 価 帯 高 を 騰 支援 等 \mathcal{O} す 影 る 響

す

る

観 点 か ら支給が され る 給 付 を 7 う。 \mathcal{O} 支 (給を実) 施 す る ため \mathcal{O} 基 礎 とする情 報 公 的 給 付 支給 等 口 座

登 録 簿 関 係 情 報 を 含 む。 \mathcal{O} 管 理 に 関 す る 事 務

五.

公的 物 ら、 油 観 に 点 鑑 価 価 令 給付 から支給される給付 み、 高 和 子 格 育 六 騰 P |支給| 令 年 対 7 物 世 策 度 和 価 1帯を支 給付 等口 五. 静 高 年 岡 騰 - 度熱海-金 等 座 県 熱海 援 登 \mathcal{O} (第二 す 録 影 Ź 響 市 市 簿 をいう。 号) 観 に 子育 関 般 点 鑑 係 会計 て世 0 み、 情 か ら支給・ 支 報、 給 補 帯 令 の支給を実施するため に 令 正予 和 物 関 さ 和 五 価 算に する情報及び れ 五. 年 高 年 度 騰 る給 熱 度 お 対 策支援 け 付 静 海 る、 金 市 尚 を 県 令 般 熱 特 静 1 和六年 う。 別 会計 海 \mathcal{O} 出 市 基礎とする情 給 子 補 熱 付 度物. 育 正 海 金 \mathcal{O} 支給 予 て 市 価 算 世 原 か 帯 高騰 ら、 に に 油 生 関 報 お 価 対策 する け 活支援 子育て 格 (児 る、 Þ 徐 給 付 童手 情 物 世 特 報 静 価 金 帯 当 別 高 出 を支援 \mathcal{O} 関 令 給 騰 県 支給 係 等 和 熱 付 情 金 五. \mathcal{O} 海 に 報 す 影 年 市 関 響 度 原 か

附則

す

^る情!

報

を含

む。

0)

管

理

に関

す

Ź

事

務

この告示は、公布の日から適用する。